

令和3年度第1回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和3年4月13日

担当部・課：財務部市民税課〔内線3091〕

財務部資産税課〔内線3112〕

① 件 名
東日本大震災に伴う市税減免の廃止について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災においては、平成22年度分及び平成23年度分の市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、市税条例の規定によらず、別途減免条例を定め、適用していた。 法人市民税においては、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度を減免対象としており、更正の時効期間が経過したことから、条例の目的が達成された。</p> <p>【目的】 本条例による適用期間が経過したことから、当該条例を整理するもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例（平成23年条例第26号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
⑤主な内容
東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例を廃止するもの。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 更正の期間制限が過ぎており、本条例に基づく減免は受けられないことから影響はない。</p> <p>※これまでの減免実績（法人市民税分） 平成29年度 43件 2,246,200円 平成30年度 15件 1,284,800円 平成31年度 1件 422,600円</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
⑧今後の予定及び施行予定年月日
令和3年6月 市議会第2回定例会に「東日本大震災に伴う石巻市市税の減免に関する条例」を廃止する条例案を提案（公布の日から施行）
⑨その他
津波被害区域に対する固定資産税等の減免は、市税条例第71条の規定に基づき継続される。